

## 入札及び契約内容に関する事項について（低入札価格調査）

工事名称:(25)岩神住宅ほか3住宅量水器取替工事

調査を実施した業者名及び住所:荻原設備株式会社

群馬県高崎市石原町1216

| 項 目                                | 内 容                                                                                                                           |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 当該価格により入札した理由                  | 1. 同種工事の実績が多数あり、効率的な経費の低減が図れると判断したこと。<br>2. 長年取り引き実績があり、信頼関係のある取引先(水道メーター専門業者)から、安価な資材の購入及び安定した労務の提供が得られることによりコストの削減が可能であること。 |
| (2) 契約対象工事付近における手持工事の状況            | 群馬高専電子情報工学科棟2期改修工事(民間)ほか                                                                                                      |
| (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況             | なし。                                                                                                                           |
| (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連(地理的条件) | 本社は群馬県高崎市に所在し、工事対象住宅まで車で約15～35分程度、倉庫のある渋川支店からも車で約25～45分程度であり、地理的な不便は生じない。                                                     |
| (5) 手持資材の状況                        | なし。                                                                                                                           |
| (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係             | 協力会社より購入予定。                                                                                                                   |
| (7) 手持機械数の状況                       | なし。                                                                                                                           |
| (8) 労務者の具体的供給見通し                   | 自社及び協力会社において、労働者を確保する体制が整っていることを確認。                                                                                           |
| (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者              | 宿舎給水メーター交換工事(陸上自衛隊相馬原駐屯地)ほか                                                                                                   |
| (10) 経営内容                          | 特段の問題は認められない。                                                                                                                 |
| (11) (1)～(10)までの事情聴取した結果についての調査検討  | 相手方は労働者の確保について体制を整えており、公共工事の施工についても十分に実績がある。                                                                                  |
| (12) (9)の公共工事の成績状況                 | 契約内容のとおり履行されている。                                                                                                              |
| (13) 信用状態                          | 特段の問題は認められない。                                                                                                                 |
| (14) その他必要な事項                      | 相手方の積算内訳書等を分析した結果、予定価格との開差は認められるが、当局の設計図書どおりの施工が可能と判断する。                                                                      |